

成高第 2951 号
令和 2 年 3 月 3 日

指定居宅介護支援事業所 各位
指定介護予防支援事業所 各位

成田市福祉部高齢者福祉課
介護保険課

新型コロナウイルス感染症の影響によるサービス担当者会議及びモニタリング実施の取扱いについて

平素から本市の介護保険事業の実施に御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、下記のとおり取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後、国から新たな方針が示されましたら、改めて通知いたします。

記

1. サービス担当者会議の開催について

新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス担当者会議を開催することができない場合は、日程の都合等により会議を開催できない場合と同様に、成田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下、「市条例」という。）第 15 条第 1 項第 9 号の「やむを得ない理由がある場合」に該当し、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとして取り扱います。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合は、今回、当初から担当者に対する照会等により意見を求めることに代えて差し支えありません。

2. モニタリングの実施について

新型コロナウイルス感染症の影響（利用者・家族から訪問を拒否された。利用者・家族に発熱等の症状がある等）により、1 月に 1 回以上、利用者の居宅を訪問してのモニタリングを実施できない場合は、市条例第 15 条第 1 項第 15 号の「特段の事情」に該当するものとして取り扱います。

電話や文書により、利用者の状況把握に努めてください。

3. 共通事項

サービス担当者会議・モニタリングの実施ができなかった場合は、従来の取扱いどおり、その理由・経緯・結果等を記録に残してください。

サービス担当者会議・モニタリングともに、利用者に適切な介護サービスを提供するための必要な手順ですので、利用者・介護支援専門員双方の安全確保を図りながら、対応の程お願いいたします。

なお、介護予防支援につきましても、上記の取扱いに準拠します。

(問い合わせ先)

高齢者福祉課 事業者指導係

TEL. 0476-20-1537

介護保険課 資格給付係

TEL. 0476-20-1545